

# イギリスの離婚等に関する法改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳

## 目 次

はじめに

I 改正の背景

II 2020年法の概要

III 離婚等に関する改正

1 離婚（第1条）

2 婚姻当事者の別居（第2条）

IV シビル・パートナーシップに関する改正

1 シビル・パートナーシップ制度の概要

2 シビル・パートナーシップの解消（第3条～第4条）

3 シビル・パートナーの別居（第5条）

おわりに

翻訳：2020年離婚、解消及び別居法

キーワード：婚姻、シビル・パートナーシップ、別居、婚姻訴訟法

## 要 旨

イギリスでは、2020年6月、離婚、婚姻当事者の別居、婚姻に準じた制度であるシビル・パートナーシップの解消及びシビル・パートナーの別居について、それぞれ関係する規定を改正する法律（「2020年離婚、解消及び別居法」）が制定された。

当該法律は、離婚等が認められる要件を改めるものである。従来、離婚等が認められるためには、一方の当事者が、他方の当事者の所定の行為又は別居に関する事実を証明しなければならなかった。これに対して、今回の改正は、事実の証明ではなく、婚姻等が回復不能なほど破綻したという当事者の陳述書に基づいて離婚等が認められるとしている。

また、当該法律は、離婚等の申請から決定までに一定の時間を確保することにより、熟慮を促そうとするものである。

## はじめに

イギリスではこれまで、一方の婚姻当事者の申立てに基づき、婚姻が回復不能なほど破綻しているか否かを基準として、裁判所が離婚を宣告することができた。その際、申立てを行った当事者は、他方の当事者の所定の行為又は別居に関する事実を証明することにより、婚姻の破綻を裁判所に確信させなければならなかった。しかし、このような離婚の要件が当事者間の対立を助長することなどから、政府は関係規定を改める法律案を提出し、2020年6月、当該法律案はイギリス議会により可決された。

可決された法律は、事実の証明ではなく、婚姻が回復不能なほど破綻したという婚姻当事者の陳述書に基づいて、裁判所が離婚を認めるものとしている。あわせて、当該法律は、婚姻当事者の別居、婚姻に準じた制度であるシビル・パートナーシップ（IV参照）の解消、シビル・パートナーの別居についても、当事者の陳述書を要件とする点で同じ趣旨の改正を行っている。

本稿では、法改正の背景を説明した後、離婚、婚姻当事者の別居、シビル・パートナーシップの解消及びシビル・パートナーの別居について、従来の規定と改正後の規定を対照させながら解説する。あわせて、可決された法律を訳出する。

## I 改正の背景

イギリスでは、1969年離婚改革法<sup>(1)</sup>により婚姻の回復不能な破綻が唯一の離婚事由とされ、それまでの有責主義的な離婚事由<sup>(2)</sup>に代えて、破綻主義が導入された。この点は、離婚及び婚姻当事者の別居等について定めた1973年婚姻訴訟法（以下「1973年法」）<sup>(3)</sup>に引き継がれ、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月29日である。

(1) Divorce Reform Act 1969 c.55. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1969/55/enacted>>

(2) 1965年婚姻訴訟法（Matrimonial Causes Act 1965 c.72. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1965/72/contents/enacted>>）  
第1条は、離婚事由として、不貞行為、申立ての直前3年以上の理由のない遺棄及び虐待、申立ての直前5年以上、不治の精神病により看護及び治療を受けたこと等を列挙していた。

(3) Matrimonial Causes Act 1973 c.18. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1973/18/contents>> 同法の内容及び翻訳に

現在に至っている。

1973年法による離婚手続は、一方の婚姻当事者（原告）の申立てによって開始され、他方の当事者（被告）は、離婚に同意するか否かを明らかにしなければならなかった。ただし、近年において、離婚に同意せず、裁判で争う意思を示したのは被告の約2%に過ぎないとされる<sup>(4)</sup>。

また、1973年法は、離婚の申立てを行った当事者が、被告の行為又は別居に関する5つの事実（Ⅲ参照）のうちのいずれかを示し、婚姻が回復不能なほど破綻していることを裁判所に確信させるよう義務付けていた。

しかし、妻による離婚の申立てに一定の理解を示しながら、被告の行為及び別居の期間が1973年法で定められた要件に合致しないとして当該申立てを最高裁判所が認めなかったこと<sup>(5)</sup>を契機として、2018年9月、司法省は、1973年法改正の提案を行った<sup>(6)</sup>。この提案に対しては、同年12月まで意見公募が実施された。2019年4月には、当該提案のほか、意見公募の概要とそれに対する政府の回答をまとめた報告書『家族の対立を緩和する—離婚の法的要件の改革に関する意見公募に対する政府の回答—』（以下「司法省報告書」）<sup>(7)</sup>がイギリス議会に提出された。当該報告書において、1973年法に基づく離婚の要件は、当事者間の対立を助長し、その子供にも有害であると評価されている<sup>(8)</sup>。こうした評価を踏まえ、改めて政府は、十分な和解の機会を与えて離婚の決定を熟慮されたものとし、離婚が不可避な場合でも家族間の対立を減じられるよう、関係規定の改正を行うこととした<sup>(9)</sup>。

## Ⅱ 2020年法の概要

離婚及びシビル・パートナーシップの解消等について、裁判所が決定を下すに当たっての要件を見直すために政府が提出した「離婚、解消及び別居法律案」<sup>(10)</sup>は、2020年1月7日にイギリス議会での審議が開始され、同年6月25日、「2020年離婚、解消及び別居法」（以下「2020年法」）<sup>(11)</sup>として成立した。

---

関しては、小川秀樹「離婚原因について—「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」における意見をめぐって—」『戸籍』No.608, 1993.8, pp.11-14及び木村三男監修『涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅱ 全訂新版』日本加除出版, 2016, pp.7-53（「15 イギリス・英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」の該当箇所を参照した。

- (4) “Divorce, Dissolution and Separation Bill: Explanatory Notes,” p.3. United Kingdom Parliament Website <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0125/en/20125en.pdf>>
- (5) Owens (Appellant) v Owens (Respondent), 25 July 2018. Supreme Court Website <<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2017-0077.html>> 邦文による紹介として、「不幸な妻に離婚認めず 英最高裁が離婚法めぐり判断」2018.7.26. BBC Website <<https://www.bbc.com/japanese/44963021>>
- (6) Ministry of Justice, *Reducing family conflict: Reform of the legal requirements for divorce*, September 2018. <[https://consult.justice.gov.uk/digital-communications/reform-of-the-legal-requirements-for-divorce/supporting\\_documents/reducingfamilyconflictconsultation.pdf](https://consult.justice.gov.uk/digital-communications/reform-of-the-legal-requirements-for-divorce/supporting_documents/reducingfamilyconflictconsultation.pdf)>
- (7) Ministry of Justice, *Reducing family conflict: Government response to the consultation on reform of the legal requirements for divorce*, April 2019. <<https://consult.justice.gov.uk/digital-communications/reform-of-the-legal-requirements-for-divorce/results/reducing-family-conflict-consult-response.pdf>>
- (8) *ibid.*, pp.5-6.; “Divorce, Dissolution and Separation Bill: Explanatory Notes,” *op.cit.*(4), p.4.
- (9) *ibid.*
- (10) Divorce, Dissolution and Separation Bill [HL]. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/58-01/002/5801002.pdf>> なお、題名中の「解消」は、シビル・パートナーシップの解消をいう。
- (11) Divorce, Dissolution and Separation Act 2020 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/11/contents>> 以下、同法の施行状況についても、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト、Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/>> を参照した。

2020年法は、1973年法と、シビル・パートナーシップ制度全般について定めた2004年シビル・パートナーシップ法（以下「2004年法」）<sup>(12)</sup>の一部改正を行うもので、全9か条から成る。その構成は、「離婚及び裁判別居」（第1条～第2条）、「シビル・パートナーシップ：解消及び別居」（第3条～第5条）及び「一般規定」（第6条～第9条）の3つの部分に分かれており、第1条及び第2条は、婚姻について、その解消と別居に関する規定となっている。これに対して、第3条から第5条までは、シビル・パートナーシップについて、同様にその解消と別居に関する規定となっている。また、第6条から第9条は、2020年法の適用範囲、施行期日等について規定している。適用範囲に関して、2020年法は、基本的にイングランド及びウェールズのみにも適用される<sup>(13)</sup>。施行期日に関しては、大法官<sup>(14)</sup>が定める日から施行される別居に関する規定等を除いて、2020年6月25日に施行された。

### Ⅲ 離婚等に関する改正

#### 1 離婚（第1条）

##### (1) 従来の規定

1973年法第1条「婚姻の破綻に基づく離婚」に基づき、一方の婚姻当事者（原告）は、回復不能な婚姻の破綻を理由として、裁判所に離婚を申し立てることができた。ただし、離婚が認められるためには、原告が、次の事実のいずれかにより、婚姻が回復の見込みのないほど破綻していると裁判所に確信させなければならなかった。

- ①被告が不貞行為を行い、かつ、原告が被告との同居を耐え難いと認めること。
- ②被告が、被告との同居を原告が合理的に期待することができないような行動をとってきたこと。
- ③被告が、申立ての直前少なくとも2年間継続して原告を遺棄してきたこと。
- ④当事者が、申立ての直前少なくとも2年間継続して別居しており、かつ、被告が離婚判決の付与に同意すること<sup>(15)</sup>。
- ⑤当事者が、申立ての直前少なくとも5年間継続して別居してきたこと。

裁判所は、破綻を確信すれば、まず離婚の仮判決を宣告する<sup>(16)</sup>。申立てから仮判決の宣告までの期間は特に法律で定められておらず、数週間で宣告が可能とされていた<sup>(17)</sup>。原告は、それから6週間以上経過すれば、本判決を申し立てることができる。また、原告が申立てを行わない場合、仮判決から3か月が経過すれば、被告も本判決を申し立てることができる。これ

(12) Civil Partnership Act 2004 c.33. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/33/contents>>

(13) イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドから成る。なお、1973年法の適用範囲もイングランド及びウェールズのみであり、スコットランド及び北アイルランドについては別の法令が離婚について定めている。

(14) 大法官は、近年まで①内閣の閣僚である大臣としての役割、②最高裁判所としての貴族院の首席裁判官、③議会としての貴族院の議長を兼務する地位にあったが、現在は司法省を管轄する大臣としての地位に縮小されている。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社、2018、pp.168-171。

(15) イギリスでは両当事者の同意に基づく協議離婚はないため、両当事者が離婚に同意していても、離婚するためには、1973年法に基づき（他の事実に該当しない限り）2年以上の別居が必要であった。同上、p.83。

(16) 以下、別に注記がない限り、この段落の記述は、家永登「イギリス判例法における「家庭内離婚」」『専修法学論集』No.129、2017.3、pp.3-4。<[https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=6125&file\\_id=32&file\\_no=1](https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=6125&file_id=32&file_no=1)>に基づいている。

(17) Ministry of Justice, *op.cit.*(7), p.14.

らの申立てがあれば、離婚の本判決が宣告される。

## (2) 改正後の規定

2020年法は、1973年法第1条を改め、事実関係の証明を必須とせず、婚姻が回復の見込みのないほど破綻したという婚姻当事者の陳述書に基づいて、裁判所が離婚命令を発出するものとしている。この改正に関して、司法省報告書は、被告の行動に基づく事実（上述(1)の①～③）を証明することは不必要か、場合によっては当事者間に対立をもたらす点で有害であるという更なる証拠が、意見公募により明らかになったと説明している<sup>(18)</sup>。

また、2020年法は、離婚の申請について、従来どおりの一方の当事者によるものに加え、両当事者によるものも可能とした。

あわせて、当該陳述書を添付した離婚の申請から離婚の本命令（＝本判決）に至るまでの期間についても見直しが加えられた。改正後は、当初の申請から20週間後においても申請を当事者が望んでいることを確認した後、裁判所が仮命令（＝仮判決）を発出するものとしている。さらに、仮命令の発出から6週間が経過すれば、裁判所は本命令を発出することができる。この当初の申請から仮命令の発出までの期間（20週間）と、仮命令の発出から本命令の発出までの期間（6週間）については、大法官が、委任立法<sup>(19)</sup>により短縮又は延長することができるが、両期間の合計を26週間（約6か月）を超える期間とすることはできない。この26週間という期間について、司法省報告書は、全ての者に、熟慮し、離婚が避けられない場合には将来についての重要な取決めに合意するのに十分な時間を提供するものとしている<sup>(20)</sup>。

このほか、2020年法は、「仮判決」を指すものとして使用されてきた「decree nisi」<sup>(21)</sup>の語を、シビル・パートナーシップの解消に際して用いられる用語に揃えて「conditional order」（仮命令）に改めるなど、用語の現代化も行っている。

## 2 婚姻当事者の別居（第2条）

1973年法第17条「裁判別居」は、一方の婚姻当事者（原告）が、裁判所に対して、裁判別居の申立てを行うことができると規定している。これは、主として宗教上の理由から離婚は望まないが別居を望む当事者に対して、遺棄の責任を問われることなく、別居を認める制度である<sup>(22)</sup>。ただし、婚姻が解消される訳ではないため、再婚することはできない<sup>(23)</sup>。また、裁判別居の制度は、実際にはほとんど利用されていない<sup>(24)</sup>。

従来の規定では、裁判所は、合理的な範囲で原告が主張する事実及び被告が主張する事実を尋問し、上述した婚姻の破綻を証明する事実（「被告が不貞行為を行い、かつ、原告が被告との同居を耐え難いと認めること」等）の証拠に納得した場合は、裁判別居の判決を宣告するも

(18) *ibid.*, p.6.

(19) 委任立法 (statutory instrument) とは、規則や命令等、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定された立法を指す。ただし、議会制定法の一部を改正するものを含み得るなど、我が国の政省令と異なる部分がある。

(20) Ministry of Justice, *op.cit.*(7), p.7.

(21) 「nisi」は、ラテン語に由来し、「(一定のことが起こる) のでなければ (有効の)」という意味である。田中英夫 [ほか] 編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.586. また、「decree」は、離婚事件等における「判決」を意味する。同書, p.234.

(22) 家永 前掲注(16), p.4.

(23) 木村監修 前掲注(3), p.27.

(24) Ministry of Justice, *op.cit.*(7), p.12.

のとされてきた。裁判別居が認められれば、原告は、被告と同居する義務を負わなくなる（同法第18条）。

これに対して、2020年法による改正後は、離婚の場合と同様、事実関係の証明が必須ではなくなった。一方の当事者又は両当事者は、婚姻が回復の見込みのないほど破綻したという陳述書を添付して、裁判所に別居を申請することができる。この申請に基づいて、裁判所は裁判別居命令を発出しなければならない。

## IV シビル・パートナーシップに関する改正

### 1 シビル・パートナーシップ制度の概要

イギリスでは、2004年法により、同性カップルに対して婚姻に準じた権利及び責任を付与する「シビル・パートナーシップ」制度が導入された。当初、シビル・パートナーシップ登録の要件として、同性同士であることのほか、登録に際して独身であること、16歳以上であること、婚姻が禁止された親等<sup>(25)</sup>でないことが挙げられた（同法第3条）<sup>(26)</sup>。

その後、2013年婚姻（同性カップル）法<sup>(27)</sup>等により同性カップルの婚姻が認められたこともあり、2019年シビル・パートナーシップ（異性カップル）規則<sup>(28)</sup>等は、異性カップルにもシビル・パートナーシップ登録を認めることとした<sup>(29)</sup>。そのため、現在では、同性カップルであれ異性カップルであれ、シビル・パートナーシップ登録が可能である。なお、婚姻とシビル・パートナーシップ制度の相違点については、①婚姻が宗教婚又は市民婚のいずれかにより形成できるのに対して、シビル・パートナーシップは完全に民事上の行為であること、②婚姻の場合、婚姻の際に配偶者が伝染性の性病に罹患していたことが婚姻の無効の理由になること、③婚姻の場合、配偶者が不貞行為を行い、かつ、申立人と配偶者との同居を耐え難いと認めることが離婚の理由となること等が挙げられる<sup>(30)</sup>。

(25) 2004年法附則第1編は、該当するものとして、養子、養親、子、以前の養子、以前の養親、祖父母、孫、親、親の兄弟姉妹（父母が異なるものを含む。以下同じ）、兄弟姉妹、兄弟姉妹の子等を列挙している。

(26) 鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」『レファレンス』No.711, 2010.4, p.33. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050264\\_po\\_071102.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050264_po_071102.pdf?contentNo=1)>

(27) Marriage (Same Sex Couples) Act 2013 c.30. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/30/contents>> なお、同法の適用範囲はイングランド及びウェールズに限られており、スコットランド及び北アイルランドについては別の法律が同性カップルの婚姻について定めている。

(28) The Civil Partnership (Opposite-sex Couples) Regulations 2019 No.1458. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/1458/contents/made>> 同規則の詳細に関しては、芦田淳「【イギリス】異性間シビル・パートナーシップ規則の制定」『外国の立法』No.282-2, 2020.2, pp.8-9. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11448987\\_po\\_02820204.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11448987_po_02820204.pdf?contentNo=1)> を参照。なお、同規則の適用範囲もイングランド及びウェールズに限られており、スコットランド及び北アイルランドについては別の法令が異性カップルのシビル・パートナーシップ登録について定めている。

(29) この経緯に関しては、芦田淳「【イギリス】婚姻登録、シビル・パートナーシップ等に関する法改正」『外国の立法』No.280-2, 2019.8, pp.18-19. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11338355\\_po\\_02800209.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11338355_po_02800209.pdf?contentNo=1)> を参照。

(30) [Marriage and civil partnership in England and Wales, 10 December 2019.] GOV.UK Website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/851152/Marriage\\_and\\_Civil\\_Partnership\\_in\\_England\\_and\\_Wales.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/851152/Marriage_and_Civil_Partnership_in_England_and_Wales.pdf)>

## 2 シビル・パートナーシップの解消（第3条～第4条）

### (1) 従来の規定

婚姻と同様、シビル・パートナーシップの解消が認められるためには、回復の見込みのないほど当該パートナーシップが破綻していなければならない。2004年法第44条「回復の見込みのないほど破綻したシビル・パートナーシップの解消」は、回復の見込みのない破綻を示す事実として、次の4点を列挙していた。

- ①被告が、被告との同居を申請者が合理的に期待することができないような行動をとってきたこと。
- ②申請者と被告が、申請の直前少なくとも2年間継続して別居しており、かつ、被告が解消命令の発出に同意すること。
- ③申請者と被告が、申請の直前少なくとも5年間継続して別居してきたこと。
- ④被告が、申請の直前少なくとも2年間継続して申請者を遺棄してきたこと。

一方のシビル・パートナーの申請により、以上の事実のいずれかに基づいて裁判所が破綻を確信すれば、シビル・パートナーシップを解消するための仮命令が発出され、それから6週間が経過すれば本命令の発出が可能とされた（同法第37条及び第38条）。また、申請から仮命令の発出までの期間は特に法律で定められていなかった。

### (2) 改正後の規定

これに対して、2020年法は、2004年法第44条を改め、事実関係の証明を必須とせず、シビル・パートナーシップが回復の見込みのないほど破綻したという申請者の陳述書を添付した申請に基づいて、裁判所は同パートナーシップの解消を命じなければならないとしている。申請は、従来どおり一方のシビル・パートナーによるものに加え、両シビル・パートナーによるものも可能とした。

当該陳述書を添付した解消の申請から解消の本命令に至るまでの期間についても、婚姻の場合と同様の改正が行われた。まず、当初の申請から20週間後においても申請を両シビル・パートナーが望んでいることを確認した後、裁判所が仮命令を発出するものとしている。さらに、仮命令の発出から6週間が経過すれば、裁判所は本命令を発出することができる。

## 3 シビル・パートナーの別居（第5条）

2004年法第56条「別居命令」は、一方のシビル・パートナーが、裁判所に対して、シビル・パートナー間の別居を定める命令（以下「別居命令」）の申請を行うことができると規定している。従来の規定では、裁判所は、合理的な範囲で申請者が主張する事実及び被告が主張する事実を尋問し、上述したシビル・パートナーシップの破綻を証明する事実（「被告が、被告との同居を申請者が合理的に期待することができないような行動をとってきたこと」等）の証拠に納得した場合は、別居命令を発出するものとされてきた。

これに対して、2020年法による改正は、婚姻の場合と同様、一方のシビル・パートナー又は両シビル・パートナーは、シビル・パートナーシップが回復の見込みのないほど破綻したという陳述書を添付して、裁判所に別居を申請することができる。この陳述書に基づいて、裁判所は別居命令を発出しなければならないとしている。

## おわりに

2020年法による離婚制度及びシビル・パートナーシップ制度に関する見直しは、婚姻又はシビル・パートナーシップの破綻を示す事実を証明することを離婚等の要件から外すとともに、裁判所による離婚等の決定までに従来より長い一定の時間を設けるなど、当事者間の対立を緩和し、関係解消について熟慮する機会を確保しようとするものである。本稿執筆時点ではまだ施行されていない規定もあり、今後の運用が注目されるところである。

(あしだ じゅん)



# 2020 年離婚、解消及び別居法

Divorce, Dissolution and Separation Act 2020 (c. 11).

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳訳

## 【目次】

### 離婚及び裁判別居

第 1 条 離婚：事実証明要件の削除等

第 2 条 裁判別居：事実に関する証拠の削除

### シビル・パートナーシップ：解消及び別居

第 3 条 解消：事実証明要件の削除

第 4 条 解消命令：期限

第 5 条 別居：事実に関する証拠の削除

### 一般規定

第 6 条 軽微かつ派生的な改正

第 7 条 適用範囲

第 8 条 施行期日及び経過規定

第 9 条 略称

附則 軽微かつ派生的な改正（略）

イングランド及びウェールズにおける婚姻及びシビル・パートナーシップに関して、離婚、[シビル・パートナーシップの] 解消及び別居についての規定を定めるとともに、関連した目的のための法律

[2020 年 6 月 25 日制定]

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

## 離婚及び裁判別居

### 第 1 条 離婚：事実証明要件の削除等

1973 年婚姻訴訟法<sup>(1)</sup> 第 1 条（婚姻の破綻に基づく離婚）を次のように改める。

\* この翻訳は、Divorce, Dissolution and Separation Act 2020 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/11/contents>> を訳出したものである。以下、法律の条文については、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト、Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/>> を参照した。また、訳文中 [ ] は訳者が訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 1 月 29 日である。

(1) Matrimonial Causes Act 1973 c.18. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1973/18/contents>> 改正前の同法の内容及び翻訳に関しては、小川秀樹「離婚原因について—「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」における意見をめぐって」『戸籍』No.608, 1993.8, pp.11-14 及び木村三男監修『全訂新版涉外戸籍のための各国

## 「第1条 婚姻の破綻に基づく離婚

- (1) 第3条を前提として、婚姻のいずれか又は双方の当事者は、婚姻の回復の見込みのない破綻を理由として、婚姻を解消する命令（「離婚命令」）を裁判所に申請することができる。
- (2) 第1項に基づく申請には、婚姻が回復の見込みのないほど破綻したという申請者による陳述書を添付しなければならない。
- (3) 第1項に基づく申請を処理する裁判所は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
  - (a) 婚姻が回復の見込みのないほど破綻したという決定的な証拠となる陳述書を受領すること、及び
  - (b) 離婚命令を発出すること。
- (4) 離婚命令は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (a) 当初は、仮命令とする。
  - (b) 仮命令の発出から6週間が経過する前に、命令を確定することはできない。
- (5) 裁判所は、次の各号に掲げる場合でなければ、仮命令を発出することはできない。
  - (a) 一方の婚姻当事者のみによる申請として行われる申請の事例において、当該当事者が、裁判所に対して申請の継続を両当事者が望んでいると認めた場合、又は
  - (b) 双方の婚姻当事者による申請として行われる申請の事例において、当該両当事者が、裁判所に対して申請の継続を両当事者が望んでいると認めた場合また、当事者は、この項の適用に当たっては「申請の継続の希望を」手続開始から20週間が経過する前に認めることはできない。
- (6) 大法官<sup>(2)</sup>は、委任立法<sup>(3)</sup>による命令により、第4項第b号又は第5項の規定の適用に当たっては、この条に規定する期間を短縮し、又は延長するよう改めることができる。
- (7) ただし、大法官は、第6項に基づく期間について、第4項第b号及び第5項の規定の適用に当たっては、その合計日数を（総計）26週間を超える期間とする規定を設けてはならない。
- (8) 特定の事例において、当該事例を処理する裁判所は、命令により、通常は第4項第b号又は第5項の規定の適用に当たって適用される期間を短縮することができる。
- (9) 第6項に基づく命令を含む委任立法は、当該委任立法案が議会に提出され、各院の決議によって承認されない限り、制定することができない。
- (10) 2003年裁判所法<sup>(4)</sup>第75条の一般性を損なうことなく、家事手続に関する規則は、双方の婚姻当事者による第1項に基づく申請の手続について、一方の婚姻当事者のみによる申請とする規定（一方の婚姻当事者のみによるものとみなされる申請と関連して、第2項

法律と要件 II』日本加除出版株式会社，2016，pp.7-53（「15 イギリス・英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」の該当箇所を参照した。

- (2) 大法官は、近年まで①内閣の閣僚である大臣としての役割、②最高裁判所としての貴族院の首席裁判官、③議会としての貴族院の議長を兼務する地位にあったが、現在は司法省を管轄する大臣としての地位に縮小されている。戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門—歴史、社会、法思想から見る—』法律文化社，2018，pp.168-171.
- (3) 委任立法（statutory instrument）とは、規則や命令等、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定された立法を指す。ただし、議会制定法の一部を改正するものを含み得るなど、我が国の政省令と異なる部分がある。
- (4) Courts Act 2003 c.39. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/39/contents>>

に基づいて行われた陳述書に関する規定を含む。)を設けることができる。」

## 第2条 裁判別居：事実に関する証拠の削除

- (1) 1973年婚姻訴訟法第17条（裁判別居）を次のように改める。
- (2) 第1項を次のように改める。
  - 「(1) 婚姻のいずれか又は双方の当事者は、婚姻の当事者の別居について定める命令（「裁判別居命令」）を裁判所に申請することができる。
  - (1A) 第1項に基づく申請には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。
    - (a) 申請が一方の婚姻当事者のみによるものである場合、両婚姻当事者が裁判により他方の婚姻当事者と別居することを望んでいるという、[当該申請を行った]当事者による陳述書、又は
    - (b) 申請が双方の婚姻当事者によるものである場合、両婚姻当事者が裁判により他方の婚姻当事者と別居することを望んでいるという、両当事者による陳述書
  - (1B) 第1項に基づく申請を処理する裁判所は、裁判別居命令を発しなければならない。」
- (3) 第2項を削る。
- (4) 第3項を次のように改める。
  - (a) 2箇所ある「裁判別居」の語を「裁判別居命令」に改める。
  - (b) 「離婚」の語を「離婚命令」に改める。

## シビル・パートナーシップ：解消及び別居

### 第3条 解消：事実証明要件の削除

- (1) 2004年シビル・パートナーシップ法<sup>(5)</sup>第44条（回復の見込みのないほど破綻したシビル・パートナーシップの解消）を次のように改める。
- (2) 第1項において、「いずれかのシビル・パートナー」の語を「いずれかの又は双方のシビル・パートナー」に改める。
- (3) 第1項の後に次の項を加える。
  - 「(1A) 第1項に基づく申請には、シビル・パートナーシップが回復の見込みのないほど破綻したという申請者による陳述書を添付しなければならない。」
- (4) 第2項及び第3項を削る。
- (5) 第4項を次のように改める。
  - 「(4) 第1項に基づく申請を処理する裁判所は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
    - (a) シビル・パートナーシップが回復の見込みのないほど破綻したという決定的な証拠となる陳述書を受理すること、及び
    - (b) 解消命令を発出すること。」
- (6) 第5項を削る。
- (7) 末尾に、次の項を加える。
  - 「(6) 2003年裁判所法第75条の一般性を損なうことなく、家事手続に関する規則は、双方

(5) Civil Partnership Act 2004 c.33. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/33/contents>>

のシビル・パートナーによる第1項に基づく申請の手続について、一方のシビル・パートナーのみによる申請とする規定（一方のシビル・パートナーのみによるものとみなされる申請と関連して、第1A項に基づいて行われた陳述書に関する規定を含む。）を設けることができる。」

#### 第4条 解消命令：期限

- (1) 2004年シビル・パートナーシップ法を次のように改める。
- (2) 第37条（命令を発出する権限及び命令の効果）において、第2項を削る。
- (3) 第37条の後に次の条を加える。

「第37A条 破綻に基づく解消：仮〔命令〕及び本命令

- (1) 全ての解消命令は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - (a) 当初は、仮命令とする。
    - (b) 仮命令の発出から6週間（「最初の所定の期間」）が経過する前に、命令を確定することはできない。
  - (2) 裁判所は、次の各号に掲げる場合でなければ、仮命令を発出することはできない。
    - (a) 一方のシビル・パートナーのみによる申請として行われる申請の事例において、当該シビル・パートナーが、裁判所に対して申請の継続を両シビル・パートナーが望んでいると認めた場合、又は
    - (b) 双方のシビル・パートナーによる申請として行われる申請の事例において、当該両シビル・パートナーが、裁判所に対して申請の継続を両シビル・パートナーが望んでいると認めた場合また、シビル・パートナーは、この項の適用に当たっては手続開始から20週間（「第2の所定の期間」）が経過する前に、〔申請の継続の希望を〕認めることはできない。
  - (3) 大法官は、命令により、この条を次の各号に掲げる目的のために改めることができる。
    - (a) 最初の所定の期間、又は
    - (b) 第2の所定の期間
  - (4) ただし、大法官は、第3項に基づく期間について、最初の所定の期間及び第2の所定の期間の合計日数を（総計）26週間を超える期間とする規定を設けてはならない。
  - (5) 特定の事例において、当該事例を処理する裁判所は、命令により、最初の所定の期間又は第2の所定の期間を短縮することができる。
  - (6) 第3項に基づく命令を発出する権限は、委任立法により行使することができる。
  - (7) 当該命令を含む委任立法は、当該委任立法案が議会に提出され、各院の決議によって承認されない限り、制定することができない。」
- (4) 第38条（仮命令が確定されるまでの期間）を次のように改める。
    - (a) 見出しを「無効及び死亡推定：仮〔命令〕及び本命令」に改める。
    - (b) 第1項の前に次の項を加える。

「(A1) 全ての無効又は死亡推定命令は、次の各号に掲げるとおりとする。

      - (a) 当初は、仮命令とする。
      - (b) この号の適用に当たっては、所定の期間が経過する前に、命令を確定することはできない。」
    - (c) 第1項において、第a号の前の語のうち、「第37条第2項第b号」を「第A1項第b号」

に改める。

(d) 第2項において、「第37条第2項第b号」を「第A1項第b号」に改める。

#### 第5条 別居：事実に関する証拠の削除

(1) 2004年シビル・パートナーシップ法第56条（別居命令）を次のように改める。

(2) 第1項において、「いずれかのシビル・パートナー」から末尾までを「いずれかの又は双方のシビル・パートナー」に改める。

(3) 第1項の後に次の項を加える。

「(1A) 第1項に基づく申請には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

(a) 申請が一方のシビル・パートナーのみによるものである場合、両シビル・パートナーが他方のシビル・パートナーと別居することを望んでいるという、[当該申請を行った]シビル・パートナーによる陳述書、又は

(b) 申請が双方のシビル・パートナーによるものである場合、両シビル・パートナーが他方のシビル・パートナーと別居することを望んでいるという、両シビル・パートナーによる陳述書」

(4) 第2項を削る。

(5) 第3項を次のように改める。

「(3) 第1項に基づく申請を処理する裁判所は、別居命令を発しなければならない。」

(6) 第4項を削る。

#### 一般規定

#### 第6条 軽微かつ派生的な改正

(1) この法律の附則は、軽微かつ派生的な改正を含む。

(2) 大法官は、委任立法による規則により、この法律により定められたあらゆる規定から派生する規定を定めることができる。

(3) この条に基づく規則は、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

(a) 経過的又は例外的な規定

(b) 一次立法又は当該立法に基づいて定められたあらゆる規定の改正、廃止又は撤回

(4) 第3項第b号にいう規定は、この法律を可決した議会会期<sup>(6)</sup>の終了後に可決され、又は定められた立法の規定を含まない。

(5) この条に基づく、一次立法の改正、廃止又は撤回を行う規則を含む委任立法は、当該委任立法案が議会に提出され、各院の決議によって承認されない限り、制定することができない。

(6) この条に基づく規則を含むその他のあらゆる委任立法は、議会のいずれかの院の決議に従って無効になる場合がある。

(7) この条において、「一次立法」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a) 議会制定法

(6) 会期とは、通常5月頃に始まり、翌年の同時期まで続き、閉会により終了する。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, p.4. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>

- (b) ウェールズ国民議会の法令
- (c) スコットランド議会制定法
- (d) 北アイルランドの立法

#### 第7条 適用範囲

- (1) この法律は、第2項及び第3項を前提として、イングランド及びウェールズのみ適用する。
- (2) 第6条から第9条までは、スコットランド及び北アイルランドにも適用する。
- (3) 附則による改正又は廃止は、改正され、又は廃止された規定と同様の適用範囲を有する。

#### 第8条 施行期日及び経過規定

- (1) この法律の規定は、第2項及び第3項を前提として、施行日に効力を生じる。
- (2) 第6条第2項から第7項まで、第7条から第9条まで及びこの条は、この法律が可決された日に効力を生じる。
- (3) 次の各号に掲げる条は、[同2条が] 家事手続に関する規則による規定を設ける権限を与える限りにおいて、この法律が可決された日に効力を生じる。
  - (a) 第1条
  - (b) 第3条
- (4) 第1条並びに附則第2条から第11条まで、第17条、第19条、第20条第3項、第26条、第28条、第30条、第31条及び第33条第a号は、施行日以前に開始された離婚手続には適用されない。
- (5) 第2条並びに附則第16条、第19条、第20条第3項、第26条、第28条、第30条、第31条、第33条第a号及び第51条第3項は、施行日以前に開始された裁判別居手続には適用されない。
- (6) 附則第12条から第14条まで、第19条、第20条第3項、第26条、第28条、第30条、第33条第b号、第51条第6項及び第56条は、施行日以前に開始された婚姻無効手続には適用されない。
- (7) 附則第2部第3条から第5条までは、施行日以前に開始された解消、無効、死亡推定又は別居命令のための手続には適用されない。
- (8) この条において、「施行日」とは、大法官が規則により定める日をいう。
- (9) 異なる目的のために、異なる日を定めることができる。
- (10) この条に基づく規則は、委任立法により制定することができる。

#### 第9条 略称

この法律は、2020年離婚、解消及び別居法と引用することができる。

#### 附則 軽微かつ派生的な改正 (略)

(あしだ じゅん)